

## アメリカにおける少年法の適用対象年齢の引き上げ

山崎俊恵

### はじめに

現在、法務省刑事局、矯正局及び保護局は、法務大臣の指示により、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」を実施中である。この契機には、第一に、公職選挙法等の一部を改正する法律附則第一一条が、日本国憲法の改正手続に関する法律における国民投票の投票権者の年齢及び選挙権者の年齢が満一八歳以上とされたことを踏まえて、少年法の規定についても検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる、と定めていること、第二に、民法の成年年齢について検討され、これを一八歳に引き下げる民法の改正に向けた議論が進んでいること<sup>①</sup>がある。同勉強会は、若年者に対する刑事法制の在り方全般について検討を行うとされているが、少年法の適用対象年齢の引き下げも検討されている。

ところで、一九八〇年代後半から一九九〇年代前半の重大少年犯罪の増加に対応するために、少年を成人刑事司法制度で扱うこ

とを含めて少年法の厳罰化を図ったアメリカでは、近年、その見直しが進んでいる。背景には、第一に、少年非行の減少がある<sup>②</sup>。第二に、厳罰制度の維持に掛かる費用の高さに対する疑念がある。第三に、少年と成人とが異なることを明らかにする多数の神経学、社会学及び行動科学分野の諸研究の蓄積がある<sup>③</sup>。

これらを背景に、(ア)少年法の適用範囲(少年裁判所の管轄)の拡大、(イ)少年司法制度からのダイバート、(ウ)地域に基盤を置く収容代替策の拡充、(エ)成人との分離収容、(オ)弁護制度の拡充、(カ)精神衛生ニーズへの対応、(キ)量刑の緩和等の制度改革が行われてきた。この中でも、(ア)には、少年裁判所から成人刑事裁判所へ管轄を移行する立法による少年裁判所管轄からの除外、検察官による成人刑事司法制度への直接起訴及び少年裁判所による管轄権の放棄の見直しによる少年裁判所の管轄の復活のほか、少年法の適用対象年齢を引き上げる政策が含まれる。アメリカでは、二〇〇七年以降、五州が少年法の適用対象年齢を

引き上げており、二〇一五年の時点でさらに二州がこれを検討中である。加えて、すでに少年法の適用対象年齢を引き上げた州の中には、一層の引き上げを検討しているところもある。

そこで、本稿では、二〇〇七年以降に少年法の適用対象年齢を引き上げた五州のうち、最初に引き上げを実施し、現在さらなる引き上げを検討しているコネチカット州と、一八九九年にアメリカで初めて少年裁判所を設置した州であつて、コネチカット州と同様、少年法の適用対象年齢を引き上げた後、さらなる引き上げを検討しているイリノイ州の二州を取り上げて、少年法の適用対象年齢の引き上げをめぐる議論及びその背景並びに年齢引き上げの効果及び影響等を見ていく。

## 一 アメリカにおける少年法の適用対象年齢の引き上げ

アメリカでは、二〇〇七年の時点で、三八法域が少年法の適用対象年齢を一八歳未満としていた<sup>6</sup>。一方、一〇法域が一七歳未満、三法域が一六歳未満としていた。その後、二〇〇七年にコネチカット州が一六歳未満から一八歳未満に、二〇〇九年にイリノイ州が軽罪に関してのみ一七歳未満から一八歳未満に、二〇一三年に重罪に関してのみ一七歳未満から一八歳未満に、二〇一〇年にミシシッピ州が、二〇一三年にマサチューセッツ州が、翌二〇一四年にニューハンプシャー州が一七歳未満から一八歳未満に、各々

少年法の適用対象年齢を引き上げた<sup>7</sup>。このほかにも少年法の適用対象年齢の引き上げを検討している州があり、この動きは全国的傾向となつていく<sup>8</sup>。

### (一) コネチカット州

#### ① 経緯

コネチカット州は、一九七一年、「少年事件法 (Juvenile Matters Code)」における成人年齢を一六歳以上とする改正を行った<sup>9</sup>。それ以来、同州は、ニューヨーク州及びノースカロライナ州と並んで、少年法の適用対象年齢の上限を一六歳未満としているわずか三州のうちの一州となつていく<sup>10</sup>。

コネチカット州による少年法の適用対象年齢の引き上げの直接の契機は、二〇〇五年七月に起きた、精神疾患を有する一七歳の男性が、収容されていた成人の矯正処遇を担当する矯正局 (Department of Correction) 管轄の少年及び若年成人収容施設内で自殺した事件であつた。この事件を契機に、矯正局は、同施設並びに女子少年及び女性受刑者を収容していた施設に収容中の少年層の現状やその層のためのプログラム及びサービスを研究する対策委員会を設置した。この中で、刑事司法制度内にいる子ども及び少年は、精神衛生及び薬物依存サービス局 (Department of Mental Health and Addiction Services) による成人を対象とする精神衛生サービスも、少年を対象とする精神衛生サービスも受けら

れないといった、処遇の間隙に陥っている問題が浮かび上がった。<sup>(12)</sup>同委員会は、研究成果をまとめた報告書にて、矯正局の管轄下にある子ども及び少年のためのプログラム並びにサービスの改善を勧告した。また、特に一六歳及び一七歳の層に特有且つ発達上適切なニーズに対応するために、職業輔導、セラピー、精神衛生及び薬物依存関連サービス、この年齢層に係る研修を受けた専門の保護観察官による保護観察といった、固有のサービスの提供の必要性も認識されるようになった。<sup>(13)</sup>

コネチカット州における少年法適用対象年齢の引き上げの大きな原動力となった「コネチカット州少年司法連合 (Connecticut Juvenile Justice Alliance)」(以下、「少年司法連合」という。)も、同時期に運動を開始した。先述の施設内での男性の自殺事案の翌月、少年司法連合は、「少年司法キャンペーン (Campaign for Youth Justice)<sup>(15)</sup>」からの勧告に基づき、「年齢引き上げキャンペーン (Raise the Age Campaign)」を開始した。年齢引き上げキャンペーンでは、州議会議員への情報提供や説得活動、州議会へメッセージを届けるポストカードキャンペーン、おそろいのオレンジ色の「年齢引き上げ」Tシャツを着用した参加者による州議会事堂でのイベント等を行い、活動を盛り上げた。<sup>(16)</sup>

二〇〇六年、州議会は、先述の施設内で自殺した男性の母親による議会での証言を受けて、「一六歳及び一七歳を少年裁判所管轄へ移行する非行事件の管轄の拡大に向けて必要な少年司法制度

アメリカにおける少年法の適用対象年齢の引き上げ (山崎)

の改革を實行するための立案」を任務とし、少年司法連合の代表者も委員に含めた「少年管轄の計画及び実行委員会 (Juvenile Jurisdiction Planning and Implementation Committee)」を設置した。<sup>(17)</sup>同委員会は、少年法の適用対象年齢の引き上げに向けた準備を検討するグループ、少年裁判所による対応を検討するグループ及び新たに少年に含まれる年齢層の固有のニーズに適切なサービスを検討するグループの三つのワーキンググループに分かれて検討を重ね、二〇〇七年二月、最終報告書を州議会に提出し、少年司法制度に関する五つの勧告を行った。すなわち、(ア)少年法の適用対象年齢の引き上げ、(イ)ダイバージョン及び審判前身柄拘束実務の改善、(ウ)地方少年裁判所の設置、(エ)少年のためのサービス及び職員の段階的配置、(オ)政策及び実行調整会議の設置である。中核は、(ア)の、少年法の適用対象年齢の上限を一六歳未満から一八歳未満に引き上げる法改正を行い、その改正法を二〇〇九年七月に施行すべきである、との勧告であった。<sup>(19)</sup>同委員会は、少年法の適用対象年齢の引き上げを提言するに当たり、二つの科学的研究を援用した。一つは、成人とは異なり、一〇代の青少年の脳が発達途上にあつて成熟性及び責任を欠くため非難可能性が小さいことを解明してきた脳科学や神経科学の研究である。<sup>(20)</sup>いま一つは、職員一人当たりの少年数の少なさ、処遇及び更生志向の職員並びに社会的能力の発達を促進するプログラムに特徴を有する少年司法制度による処遇が刑事司法制度による処遇よ

七二八 (三二六二)

りも再非行(再犯)防止効果が高いことを明らかにしてきた研究である。<sup>(21)</sup>また、同委員会は、少年法の適用対象年齢の引き上げによる経済的効果も援用した。「都市研究所司法政策センター(Justice Policy Center at the Urban Institute)」の研究員は、州議会、少年法の適用対象年齢の引き上げに掛かる費用がある一方、長期的には少年の再非行(再犯)率の低下を通じた費用の削減効果が生じると証言した。<sup>(22)</sup>一方、成人及び少年のプロベーションを担当する司法府裁判所サポートサービス課(Division of Court Support Service)は、刑事司法制度から少年司法制度への一六歳及び一七歳の移行に必要なサービスを研究するため、Hornby Zeller Associates社に、裁判所手続に関わった一六歳及び一七歳のサービスに対するニーズの分析を委託した。<sup>(23)</sup>同社は、教育や就業に関するサービス等に対するニーズの存在を明らかにした。そのうえで、それらのニーズに対応する教育、就業及び医療に関するサービスを勧告した。<sup>(25)</sup>そして、勧告するサービスが実施されるならば、保護観察対象少年の再非行(再犯)率(処遇から一年以内の逮捕)が改善すると想定した。最終的に、同社は、少年司法制度内で掛かる費用は、勧告するサービスを導入しても、再非行の減少や審判前後での施設収容の回避等により、刑事司法制度内で一六歳及び一七歳のために費やされている現行の費用よりも小さくなる、と見積もった。<sup>(26)</sup>州の財政負担の軽減が予測されたのである。

もつとも、少年法の適用対象年齢の引き上げに伴う少年裁判所の負担の増大及び施設の過剰収容も懸念された。そこで、同委員会は、こうした問題を検討し、前者の問題に関しては(ウ)の地方少年裁判所の設置を勧告した。<sup>(27)</sup>後者の問題に関しては、(イ)のダイバージョン及び審判前身柄拘束実務の改善を勧告した。地域に基盤を置くプログラムの強化による手続からのダイバート及び少年の勾留判断に用いるリスク評価方法の導入による可能な限りの勾留の回避を提言している。<sup>(28)</sup>さらに、(エ)の少年のためのサービス及び職員の段階的配置を勧告した。年長の少年層を対象とするベテランの保護観察官による保護観察、薬物依存に係るサービス、精神衛生サービス、教育、職業補導といった処遇の充実を提言した。<sup>(29)</sup>

同委員会の勧告を受けて、同年七月、州議会は、少年法の適用対象年齢の上限を一六歳未満から一八歳未満に引き上げる法案を可決した。<sup>(30)</sup>当初、この法律(以下、「少年法適用対象年齢引き上げ法」という。)は二〇一〇年一月に施行される予定であったが、州議会は、州の財政難及び反対・抵抗を受けて、二〇〇九年に同法を改正し、二〇一〇年に少年法の適用対象年齢を一七歳に引き上げる一方、一八歳への引き上げを二〇一二年七月に延期した。<sup>(31)</sup>他方で、州は、改正法の執行を二〇一二年秋まで監督するための委員会(Juvenile Jurisdiction Policy and Operations Coordinating Committee)を設置し、改正法の適切な施行の確保を図った。<sup>(32)</sup>加

えて、比較的年長の少年のための新たなプログラムが展開されることとなった。子ども及び家庭局 (Department of Children and Families) は、少年施設で実施される処遇プログラムとして、新たな職業訓練及びカレッジレベルの授業を追加した。また、裁判所サポートサービス局は、同年齢層の少年のために、新たな教育及び職業サービスを追加した。<sup>(35)</sup>

## ② 効果及び影響

先述のとおり、少年法の適用対象年齢の引き上げに当たり、少年事件数の増加や少年司法制度運営費用の増加が懸念されていた。

しかし、少年法の適用対象年齢の引き上げが議論されていた時期は、州全体の少年事件数の減少期にあつた。<sup>(36)</sup> 少年事件数の減少傾向は、少年法の適用対象年齢の引き上げによっても変わることではなかつた。二〇一三年の一八歳未満の者の逮捕件数は、二〇〇六年から二三%減少している。<sup>(35)</sup> 二〇一〇年の少年法の適用対象年齢の一七歳への引上げの際、少年裁判所への送致事件数の四〇%の増加が予想されていた。しかし、引上げ後の一ヶ月間で、実際の少年裁判所の事件数は二二%の増加にとどまつた。<sup>(36)</sup>

また、財政に関しては、職員の採用やサービスの構築等に多額の費用を要する、と見積もられていたけれども、少年事件数が予測よりも少なかつたことも相俟つて、少年法の適用対象年齢の一七歳未満への引き上げ後の二〇一〇年及び二〇一一年に少年司法制度の運用に掛かつた費用は、予算額よりも少なかつた。<sup>(37)</sup> 二〇

アメリカにおける少年法の適用対象年齢の引き上げ (山崎)

一年から二〇一二年にかけての少年司法に係る実際の支出は、一〇年前を下回つた。<sup>(38)</sup>

さらに、少年法の適用対象年齢の引き上げの積極的效果も現れた。それは、再犯率の減少である。二〇一〇年から二〇一三年にかけて、再逮捕のないまま終了する保護観察が増加している。<sup>(39)</sup> また、新たに少年層に含まれた一六歳は、一五歳以下の少年よりも多く少年司法制度内のプログラムを完了し、再逮捕率も低かつた。<sup>(40)</sup>

少年法適用対象年齢引き上げ法のこうした積極的效果が明らかとなりつつある中、二〇一五年一月、州知事は、コネチカット・ロー・レビュー主催の刑事司法改革に関するシンポジウムで講演した際、「セカンドチャンス社会 (Second Chance Society)」を構築する方法をめぐる議論を開始する、と述べた。<sup>(41)</sup> 知事の提案は、(ア) 少年法の適用対象年齢の二二歳未満への引き上げ並びに(イ) 二二歳から二五歳までの低リスクの若年成人の事件の審理の非公開並びに記録の不開示及び抹消を内容とした。

翌二〇一六年、可決に至らなかつたものの、少年法の適用対象年齢の二二歳未満までの段階的引き上げを主たる内容とする法案が、州議会に提出された。<sup>(42)</sup>

## (二) イリノイ州

① 二〇〇九年少年法改正による非行の軽重による少年法適用

七二六 (三二六〇)

対象年齢の区別

イリノイ州では、従来、少年裁判所法 (Juvenile Court Act) の適用対象年齢は一七歳未満であった。

二〇〇三年、州議会下院は、「少年司法改革委員会 (House Juvenile Justice Reform Committee)」を設置した。同年、少年法の適用対象年齢を一八歳に引き上げる法案が州議会に提出されたが、否決された。翌二〇〇四年、同様の法案が再び州議会に提出されて下院を通過した。<sup>(44)</sup>二〇〇五年、州議会は、再度、少年法の適用対象年齢の一八歳未満への引き上げを議論した。法案提出者は、一七歳はなお成長中であり、衝動的で子どもじみた判断をなす、したがって、抹消されない前科記録から生じるステイグマや障害に悩まされるべきではない、彼らには成長及び変化の可能性がある、少年司法制度はその変化を引き起こすのに必要な社会復帰のためのサービスを提供するので、彼らは少年司法制度で扱われるべきである、と論じた。<sup>(45)</sup>これに対して、少年法の適用対象年齢の引き上げにより少年司法制度に流入する少年数の増加とそれに伴う費用の増大が懸念された。同年、「全国少年司法センター (National Center for Juvenile Justice)」は、「少年法適用対象年齢の引き上げが少年逮捕及び少年被勾留者数を増加させ、少年司法制度全体の事件数をおよそ三分の一増加させる、との予測を発表した。<sup>(47)</sup>こうした懸念の結果、法案は上院を通過したものの、下院の委員会で否決された。<sup>(48)</sup>

二〇〇八年、少年法の適用対象年齢の引き上げを支持する側と反対する側とが妥協案に達した。すなわち、軽罪に関してのみ少年法の適用対象年齢を一八歳未満に引き上げる、というものであった。翌二〇〇九年、州議会は、公共の安全への悪影響、少年司法制度内での事件数の増加や施設の過剰収容、財政負担の増大といった懸念に依りて、軽罪に関して少年法の適用対象年齢を一八歳未満に引き上げる一方、重罪に関しては従来通り一七歳未満とする妥協的な法律を制定した。<sup>(49)</sup>軽罪・重罪により少年法の適用対象年齢を区別した法域は、同州のみであった。改正法は、二〇一〇年一月一日に施行された。

② 非行の軽重による少年法の適用対象年齢の区別の影響

二〇〇九年の逮捕資料に基づき、全国少年司法センターの予測手法を用いると、一七歳の軽罪逮捕はおよそ一八、〇〇〇件であり、逮捕段階で三八・四%の増加となった。<sup>(50)</sup>これは、先述の同センターによる予測とほぼ同様であり、懸念された増加が現実化した。しかしながら、少年司法制度はこの増加を吸収した。その理由は、少年逮捕総数の減少である。また、軽罪に関して少年法の適用対象年齢を引き上げる法律の制定後、暴力犯罪は一四%減少したほか、犯罪数及び少年逮捕数も減少した。こうした少年非行全体の減少もあって、州やカウンティの少年拘留所や少年収容施設が過剰収容状態となることはなかった。<sup>(53)</sup>

一方、軽罪・重罪により少年法の適用対象年齢を区別するとい

う全国で初めての法の故に、同州は、固有の問題を経験することとなった。それは、手続的不確実性と非一貫性である。これは、少年司法制度と成人刑事司法制度との相違の故に生じた。

一七歳の少年が軽罪を行った場合、少年裁判所法に準拠して、少年の安全を確保するための少年係官への送致を含む少年捜査手続が進行する。警察は、できる限り迅速に、親または保護者に少年の逮捕について通知しなければならない。また、警察は、取調べに当たり、少年係官を立ち会わせなければならず、保護者及び指定弁護士へのアクセスを含めて、少年によるミランダ権の理解を確実にするために、特別の注意を払わなければならない。<sup>(55)</sup>この特別の注意を払うことなく行われた取調べにおいてなされた少年の自白は、その後の少年裁判所における審判手続で不任意自白として証拠能力を否定され得る。<sup>(56)</sup>これに対して、同じく一七歳であつても重罪を行った場合には、刑法に準拠して、成人としての捜査手続が進行する。親または保護者が逮捕について通知を受けることはない。また、警察は、逮捕時にミランダ警告を告げれば足りる。

そもそも、ある非行が軽罪に当たるか重罪に当たるとかの判断も容易ではない場合のあることに加えて、少年司法制度と成人刑事司法制度との間にこうした手続的相違があるため、特に、警察が一七歳を重罪を理由に逮捕して刑法に従い成人として捜査手続を進めたが、その後、検察官が軽罪を理由に少年裁判所に申し立て

アメリカにおける少年法の適用対象年齢の引き上げ（山崎）

の方が適当であると判断したときには、少年係官の立会い、保護者等への通知及びミランダ権理解のための特別の注意の欠如といった手続的瑕疵が、致命的となり得る。さらに、一旦重罪で成人刑事裁判所に起訴された一七歳が、(司法取引等により)軽罪について有罪答弁を行った場合の扱いも法律上定められていなかった。<sup>(57)</sup>

このような手続的不確実性・非一貫性を解消して手続的正確性・統一性をもたらすために、少年司法制度の関係者の多くが、重罪に関する少年法の適用対象年齢の引き上げを支持するようになった。

### ③ 少年法の適用対象年齢の統一

州議會は、二〇一〇年七月、「イリノイ州少年司法委員会 (Illinois Juvenile Justice Commission)」に、「少年裁判所法の管轄に一七歳を包含するイリノイ州少年裁判所の管轄拡大の影響を研究し、計画し、財源基盤を提案する」よう委託した。<sup>(58)</sup>同委員会は、二〇一三年、州議會に報告書を提出した。<sup>(60)</sup>

同委員会は、州議會からの委託を受けて四つの活動を行った。

(ア)イリノイ州法、連邦最高裁判所判例及び他法域の法に関する研究並びに分析、(イ)青少年の発達及び法に抵触した少年へ介入する際の「最善の実務 (Best practices)」に関する研究、(ウ)警察官、検察官、弁護士、保護観察官、矯正職員等の少年司法制度の実務関係者へのインタビュー等から得られた情報の分析並びに

七二四 (三三八)

(エ) 軽罪にかかる少年法の適用対象年齢の引き上げの影響の分析及び重罪にかかるその影響の予測である。

(ア) について、同委員会は、一七歳未満という少年法の適用対象年齢は全国的にも世界的にも異常であり専門的な法的基準に反する、と指摘した<sup>61</sup>。全国的にみると、連邦の少年年齢は一八歳未満であり、それ以外の法域の少年法の適用対象年齢も引き上げられる傾向にあつて、当時、少年法の適用対象年齢を一七歳未満としているのは一一州のみであつた。また、同委員会は、青少年の発達をめぐる研究に基づいて少年と成人との根本的差異を認めて成人と異なる一八歳未満の者の扱いを承認した連邦最高裁判例を援用した<sup>62</sup>。

(イ) について、同委員会は、青少年の脳の発達をめぐる科学の進展により、一七歳の脳がなお発達中であり、これ故、一七歳は特に仲間とともに危険かつ衝動的な行動をすることが判明している、と指摘した<sup>63</sup>。すなわち、一七歳は、(a) 危険な行動をする傾向があり、(b) 衝動のコントロールができず、(c) 感情を制御できず、(d) 道徳的推論ができず、(e) 自己の行為の長期的結果を考慮できず、(f) ストレス及び仲間の圧力の影響を受けやすいといった点で、成熟した成人とは相当に異なる。また、同委員会は、MRIによる青少年の脳の画像研究が、(a) 一七歳では、判断、危険評価、衝動コントロール、報酬及び罰の評価等を行う前頭葉が、成人よりも発達していない、(b) これ故、一七歳は、

物事を判断する際、成人よりも、小脳扁桃及び本能に関わる大脳辺縁系といった他の個所に依拠することを証明してきた、と述べた。こうして、一七歳の脳は、成人よりも衝動的、攻撃的かつ近視眼的な判断をなす要因があるので、一七歳は、成人に期待されるのと同様の合理的かつ責任ある判断ができない、と結論付けた<sup>64</sup>。また、同委員会は、(a) 少年による犯罪からの「離脱(Desistance)」に関する研究<sup>65</sup>、(b) 成人刑事裁判所に移送された少年の再犯率の高さを明らかにした研究<sup>66</sup>、(c) 成人訴追が少年非行を抑止するという証拠の欠如並びに<sup>67</sup>、(d) 身体的及び性的虐待被害や精神衛生問題の惹起といった、少年にとつての成人收容施設の危険性に関する研究に基づき、再犯の防止が公共の安全という目標にとつて重要であるならば、少年をできる限り少年司法制度に留める政策が追求されねばならず、少年法の適用対象年齢の一八歳未満への引き上げが、長期的に地域の安全を強化し、かつ少年の安全を確保する、と結論付けた。

(ウ) について、同委員会によるインタビューを受けた警察署の六二・五%、検察官の六六%、弁護人の一〇〇%、拘留所の六二・五%及び保護観察所の七一%が、少年法の適用対象年齢の一八歳未満への引き上げを支持した<sup>68</sup>。

(エ) について、同委員会は、②で述べたような軽罪にかかる少年法の適用対象年齢引き上げ後も続く少年非行(逮捕数や施設収容数)の減少及び軽罪・重罪による少年法の適用対象年齢の区



別が引き起こした実務の混乱を指摘した。一方、同委員会は、ノースカロライナ州における少年法の適用対象年齢の引上げが再非行を減少させて関連費用の削減につながると予測した「Vera司法研究所 (Vera Institute of Justice)」による費用便益分析、(特に貧困地域における) 少年の社会復帰に伴う雇用機会の拡大による経済的効果、少年司法制度内のエビデンスに基づく費用効率の高いプログラムの利用の増加から、重罪にかかる少年法の適用対象年齢の引き上げが、長期的な経済的利益を有すると予測した。同委員会は、重罪に関する少年法の適用対象年齢の一八歳への引き上げにより、四、〇〇〇人の少年が少年司法制度に移行するが、この数字は、少年司法制度を圧倒しない、と予測した。

こうして、同委員会は、専門性を有する機関によるダイバージョンの判断、少年拘留所内での教育の機会及び少年係保護観察官による密度の濃い集中的な保護観察といった、成人刑事司法制度と比較した場合の少年司法制度の特徴も確認しながら、軽罪・重罪による少年法の適用対象年齢の区別がもたらした実務運用の不確実性・非一貫性を解消するために、「公共の安全、少年の更生及び財政責任に焦点を当てる少年司法制度を推進するために、重罪で申立てられた一七歳を包含する少年裁判所の管轄年齢を引き上げる法律を、直ちに可決」するよう、州に勧告した。二〇一三年、イリノイ州は、重罪に関しても少年法の適用対象年齢を一八歳未満に引き上げた。

アメリカにおける少年法の適用対象年齢の引き上げ (山崎)

#### ④ 効果及び影響

軽罪に関する少年法の適用対象年齢の引き上げが提案された際、少年裁判所への送致件数、保護観察件数が増加し、少年拘留所も過剰収容となると予想された。二〇一〇年、一七歳の少年による軽罪事件一八、〇〇〇件が少年裁判所に送致された。しかし、少年非行全体及び少年逮捕件数の減少並びにダイバージョンの利用の増加により、少年裁判所へ送致された事件の総数は減少した。また、二〇一〇年以降、少年審判後に収容される少年数も減少し続けている。

二〇一六年には、コネチカット州におけると同様、イリノイ州においても、可決に至らなかったものの、少年法の適用対象年齢を二二歳未満に引き上げる法案が、州議会に提出された。

## 二 日本への示唆

現在、法務省の勉強会において若年者に対する刑事法制の在り方を検討するに当たり、少年法の適用対象年齢の引き下げも議論の対象となっている。一方、アメリカでは、先にみたように少年法の適用対象年齢を引き上げる傾向がみられる。アメリカにおける少年法の適用対象年齢の引き上げの傾向は、日本における少年法の適用対象年齢を考える上でも参考となる。

七二二 (三五六)

(二) 少年法の適用対象年齢の引き上げの背景

アメリカでは、一九八〇年代後半から一九九〇年代前半の少年犯罪の増加に対応して、少年を成人刑事司法制度で扱うことを含めて少年法の厳罰化が図られた。しかし、冒頭で述べたように、近年、この厳罰化の見直しが進んでいる。少年法の適用対象年齢の引き上げも、少年法の適用範囲の拡大ないし少年裁判所の管轄の復活・拡大であって、厳罰化からの揺り戻しの一環として位置づけられるであろう。特に、少年法の適用対象年齢の引き上げは、その年齢層の少年全てに影響するのであるから、大変重要な政策転換である。

この少年法の適用対象年齢の引き上げ、そしてその背後にある少年法の厳罰化の見直しの契機の一つは、少年非行の減少である。少年非行の減少期にあつて（これは厳罰化政策の成果とは考えられていない）、冷静な制度の見直しの素地ができた。そうした中で、刑事司法制度内で扱われる一八歳未満の者に対する処遇の不適切さ・不十分さ、成人からの暴力といった問題も明らかとなつてきた。刑事司法制度内での一八歳未満の者に対する処遇に、反省が迫られたのである。

そして、少年法の適用対象年齢を引き上げる動きに大きく寄与したのは、青少年の発達等をめぐる科学的研究の進展である。コネチカット州でもイリノイ州でも、少年法の適用対象年齢の引き上げを検討するための委員会が設置され、いずれも少年法の適用

対象年齢を引き上げよう各々の州議会に勧告したが、その際に採用されたのは、少年が成人とは異なることを明らかにする脳科学や神経科学の研究成果であつた。少年は仲間の影響を受けやすく、衝動や感情を制御できず、長期的な結果を考慮せずに危険な行動をする傾向がある。これは、少年の脳がお成長過程にあることに因る。少年の脳が成長過程にあるため、少年は物事を判断する際に、成人とは異なる脳の一部に頼らざるを得ず、それによる少年の判断は、衝動的、攻撃的、近視眼的なものとなつてしまひ、少年の特徴的行動につながるのである。したがつて、少年を、合理的で責任ある判断をなす能力のある成人に対する刑事手続の対象とすることは正当化されない。

また、両州において、少年法の適用対象年齢の引き上げを検討した委員会は、それを勧告する際、ともに、少年司法制度の手続・処遇の方が刑事司法制度の手続・処遇よりも少年の再非行（再犯）防止効果が高いことを明らかにする研究の成果も援用した。刑事司法制度の手続・処遇の少年非行防止効果の証左はない一方、成人刑事司法制度で扱われた少年の方が再犯率が高いことを明らかにする研究が積み重ねられてきた。少年の再非行の減少は、地域社会の安全にもつながる。さらに、少年に対する処遇内容の改善によつて、一層の再非行の減少や制度に関連する財政負担の軽減が予想されたのである。

こうした科学的知見が、少年法の適用対象年齢の引き上げに強

力な論拠を与えた。

日本においても、この一〇年間ほど少年非行は減少し続けている。一方、法務省の勉強会においても、青少年の脳の発達に関する研究の成果が、専門家によって紹介された。<sup>(25)</sup> こうした知見をふまえて、冷静に議論すべきである。

## (二) 少年法の適用対象年齢の引き上げの効果

先にみたように、コネチカット州もイリノイ州も、少年非行の減少期に少年法の適用対象年齢を引き上げたが、それにより少年非行が増加に転じることはなく、減少傾向が続いている。新たに少年層に包摂された層に限ってみても、増加はみられない。したがって、少年法の適用対象年齢の引上げが、少年非行を増加させて地域社会の安全を危険にさらすことはなかった。また、(これはすぐ後に述べる少年に対する処遇の充実とも関わっていると思われるが) 非行を行った少年の再非行率も低下している。

少年司法制度の充実も注目される。両州ともに単に少年法の適用対象年齢を引き上げるのみならず、少年に対する処遇の充実を図った。地域に基盤を置くプログラムの強化による正式な手続からのダイバート、リスク評価手法の導入による施設収容(勾留)の回避、保護観察の強化等である。また、新たに少年法の適用対象に包摂された比較的年長の少年層の有する固有のニーズに応じた教育、職業補導プログラムも導入された。少年法の適用対象年

アメリカにおける少年法の適用対象年齢の引き上げ(山崎)

齢の引き上げは、こうした少年司法制度内での少年に対する処遇の改善も同時にもたらした。

さらに、こうした少年に対する処遇の充実とも相俟って、費用のかかる施設収容の回避や再非行の減少により、財政面でのメリットが生じている。

このような少年法の適用対象年齢の引き上げによる積極的效果に基づいて、両州ともに少年法の適用対象年齢の一層の引き上げを検討している。

少年法の適用対象年齢の引き上げは、単なる管轄の変更にとどまらず、少年司法制度内の処遇内容にも影響する。仮に日本で少年法の適用対象年齢が引き下げられた場合、今まで積み重ねられてきた経験に基づく少年に対する処遇が希薄化することが懸念される。

## おわりに

現在、法務省の勉強会において少年法の適用対象年齢の引き下げも検討されているが、アメリカにおいては、厳罰化からの揺り戻しの一環として、むしろこれを引き上げる傾向がみられる。それは、少年非行の減少している中、刑事司法制度内での少年に対する処遇への反省、成人とは異なる成長過程にある少年の特徴に関する科学的研究や再非行防止効果に関する研究の成果に基づいた冷静な検討が行われたことによる。また、アメリカにおいて、

七二〇(三五四)

少年法の適用対象年齢の引き上げが少年に対する処遇の改善ないし充実を伴ったことに鑑みると、これを引き下げるとは、少年保護制度内での処遇内容の希薄化につながることも危惧される。

日本でもこの一〇年ほど少年非行は減少し続けている。少年法の適用対象年齢を拙速に引き下げるべきではない。成人矯正制度内での少年に対する処遇の問題点の確認、少年の特徴に関する科学的研究や少年処遇の再非行防止効果に関する研究とその分析を積み重ねて、その成果を少年法に生かすときである。

- (1) 勉強会の開催状況等は [http://www.moj.go.jp/shing1/shing1\\_06100055.html](http://www.moj.go.jp/shing1/shing1_06100055.html) を参照。
- (2) このほか、二〇一五年二月に起きた川崎市中心殺害事件の犯人が比較的年長の少年であったことも、実際には大きな契機となっていない<sup>99</sup>。
- (3) 二〇一二年の全国の一八歳未満の少年の逮捕数は、二〇〇三年から三七%減少した。Charles Puzanochera, *Juvenile Arrests 2012* at 1 (2014), available at <https://www.ojdp.gov/pubs/248513.pdf>.
- (4) アメリカにおける近時の少年司法の傾向の背景について、Sarah Alice Brown, *Trends in Juvenile Justice State Legislation 2011-2015* at 4-13 (2015), available at [http://www.ncsl.org/documents/cj/Juvenile\\_Justice\\_Trends\\_1.pdf](http://www.ncsl.org/documents/cj/Juvenile_Justice_Trends_1.pdf).
- (5) *Id.*; Campaign for Youth Justice, *State Trends: Updates from the*

2013-2014 Legislative Session at 2-3 (2014) [hereinafter *State Trends*], available at [http://www.campaignforyouthjustice.org/images/nationalreports/state\\_trends\\_updates\\_from\\_the\\_2013-2014\\_legislative\\_session.pdf](http://www.campaignforyouthjustice.org/images/nationalreports/state_trends_updates_from_the_2013-2014_legislative_session.pdf).

- (6) Patrick Griffin et al., *Trying Juveniles as Adults: An Analysis of State Transfer Laws and Reporting* at 21 (2011), available at <https://www.ncjrs.gov/pdffiles1/ojdp/232434.pdf>.

(7) 二〇一五年現在、四一州及びコロンビア特別区が少年法の適用対象年齢を一八歳未満としており、七州が一七歳未満、二州が一六歳未満としている。Brown, *supra* note 4, at 5.

- (8) *State Trends, supra* note 5, at 4-5; 二〇一四年以降、テキサス州では、州議会下院の刑事司法委員会が少年法の適用対象年齢の引き上げをめぐり公聴会を開いた。ニューヨーク州では、知事が少年法の適用対象年齢の引き上げに関する勧告を求めて「少年、公共の安全及び司法委員会 (Commission on Youth, Public Safety & Justice)」を設置したほか、最終的に否決されたものの、少年法の適用対象年齢を一六歳未満から一八歳未満に引き上げる法案が州議会に提出された。同様に最終的に否決されたものの、ノースカロライナ州では軽罪に係る少年法の適用対象年齢を一六歳未満から一八歳未満に引き上げる法案が、ウイスコンシン州でも軽罪に関して一七歳未満から一八歳未満に引き上げる法案が提出された。
- (9) Campaign for Youth Justice, *The Consequences aren't Minor: The*

*Impact of Trying Youth as Adults and Strategies for Reform* at 35 (2007) [hereinafter *Consequences aren't Minor*], available at [http://www.campaignforyouthjustice.org/documents/CFYJNR\\_Consequences\\_Minor.pdf](http://www.campaignforyouthjustice.org/documents/CFYJNR_Consequences_Minor.pdf).

- (10) コネチカット州統一犯罪報告プログラムによれば、約一万二千人から一万三千人の一六歳及び一七歳が逮捕されて、成人刑事司法制度の管轄下に入っていた。Connecticut Uniform Crime Reports, [www.dpsdata.ct.gov/dps/ucr/ucr.aspx](http://www.dpsdata.ct.gov/dps/ucr/ucr.aspx).

もともと、同州は、一定の一六歳及び一七歳に若年犯罪者の地位 (Youthful Offender Status) を認めて、量刑の緩和、成人との分離收容、記録の非開示及び抹消といった保護を付与していた。Conn. Gen. Stat. §54-76b.

- (11) *Consequences aren't Minor*, supra note 9, at 42. これより前(2010年)、少年法の適用対象年齢の引き上げに伴う諸問題を検討するために「少年司法実行チーム (Juvenile Justice Implementation Team)」が結成され少年法の適用対象年齢の引き上げが検討されたが、新たな少年收容施設の建設を含めて多額の費用を要する、と見積もられたため、それ以上少年法適用対象年齢の引き上げが追求されることはなかった。Conn. Juv. Jurisdiction Plan, & Implementation Comm., *Final Report* at 4-5 (2007) [hereinafter *Final Report*], available at [http://www.njjn.org/uploads/digitallibrary/resource\\_496.pdf](http://www.njjn.org/uploads/digitallibrary/resource_496.pdf).

- (12) *Final Report*, supra note 11, at 12; Dept. of Child and Families &

Court Support Serv. Div., *The Connecticut Juvenile Justice Strategic Plan: Building Toward a Better Future* at 14 (2006) [hereinafter *Strategic Plan*], available at [https://www.jud.ct.gov/external/news/JuvenileJustPlan/CJJ\\_StrategicPlan.pdf](https://www.jud.ct.gov/external/news/JuvenileJustPlan/CJJ_StrategicPlan.pdf). また、一八歳未満の者は、連邦法に基づいて一八歳以上の成人を対象とする刑事司法制度におけるサービスも受けられなかった。

- (13) *Strategic Plan*, supra note 12, at 31-32.

(14) コネチカット州少年司法連合は、二〇〇一年、Connecticut Voices for Children, Center for Children's Advocacy, RYASAP, Tow Foundation の四団体によって結成された。Richard Mendel, *Juvenile Justice Reform in Connecticut: How Collaboration and Commitment Have Improved Public Safety and Outcomes for Youth* at 33 (2013) [hereinafter *Juvenile Justice Reform*], available at [http://www.justicepolicy.org/uploads/justicepolicy/documents/jpi\\_juvenile\\_justice\\_reform\\_in\\_ct.pdf](http://www.justicepolicy.org/uploads/justicepolicy/documents/jpi_juvenile_justice_reform_in_ct.pdf).

(15) 刑事司法制度における一八歳未満の者の扱いの廃止を求めて活動している、ワシントンDCに本部を置く全米組織である。

- (16) *Juvenile Justice Reform*, supra note 14, at 34.

- (17) 2006 Conn. Acts 187, § 16.

- (18) *Final Report*, supra note 11, at 6-7.

- (19) *Id.* at 7.

- (20) *Id.* at 2-3.

- (21) *Id.* at 3.
- (22) John Roman, *The Economic Impact of Raising the Age of Juvenile Jurisdiction in Connecticut: Remarks before the Judiciary and Appropriations Committee, Connecticut General Assembly, February 21, 2006*, Urban Institute, 2006.
- (23) 結果は、Hornby Zeller Assoc., Inc., *Connecticut Service Needs Study: 16 and 17 Year-old Court-involved Youth: Final Report* (2007), available at <http://hornbyzeller.com/wp-content/uploads/2014/01/CSSDDCFinal.pdf#zoom=100> 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

- (38) *Impact of "Raise the Age", supra note 35, at 1.*
- (39) *Id.*
- (40) Conn. Jud. Branch, *Review of Judicial Branch Activities in "Raise the Age"* (2012), available at [http://www.ct.gov/opm/lib/opm/cjppd/cjpac/20120628\\_cjpac\\_presentation.pdf](http://www.ct.gov/opm/lib/opm/cjppd/cjpac/20120628_cjpac_presentation.pdf); *Raise the Age Connecticut, supra note 32.*
- (41) 州は、二〇一四年、少年司法制度及び少年法適用対象年齢引き上げ法の効果を評価するために、「少年司法政策及び監視委員会 (Juvenile Justice Policy and Oversight Committee)」を設置した (2014 Conn. Acts 217, § 79)。同委員会の任務を支援するために研究費の交付を受けたニュー・ヘヴン大学の Tow 少年司法研究所 (Tow Youth Justice Institute) が少年法適用対象年齢引き上げ法の影響に関する調査に着手した。二〇一四年の時点で、逮捕件数により非行類型をみると、最も多い順に家庭内犯罪、公共の秩序違反、暴行及び窃盗で、これら四類型で全逮捕のおよそ四分の三程度を占める傾向に大きな変化はなく、一六歳未満の層と一七歳の層とに分けてみても非行類型及びその順位は同じであること、逮捕された少年の平均年齢をみると、二〇〇六年から二〇一四年にかけて一・一五歳の上昇があること、一八歳未満の者の逮捕件数に占める一六歳及び一七歳の逮捕件数の割合も二〇〇六年の八%から二〇一四年の五〇%に上昇していることが確認されている。もっとも、逮捕件数全体に占める一六歳及び一七歳の逮捕の割合の上昇には、一八歳未満

アメリカにおける少年法の適用対象年齢の引き上げ (山崎)

- の全逮捕件数の減少が影響している。 Ju. Just. Pol'y & Oversight Comm., *Report per Public Act 14-217, Section 79 at 7-8* (2015), available at [https://www.cga.ct.gov/app/fts/20141215\\_Juvenile%20Justice%20Policy%20and%20Oversight%20Committee/JJPoC%20Progress%20Report%201-15%20APPROVED.pdf](https://www.cga.ct.gov/app/fts/20141215_Juvenile%20Justice%20Policy%20and%20Oversight%20Committee/JJPoC%20Progress%20Report%201-15%20APPROVED.pdf).
- (42) Press Release, State of Conn. Gov. Dannel P. Malloy, Gov. Malloy Launches Conversation on Expanding 'Second Chance Society' Initiatives in Connecticut (November 06, 2015), [http://portal.ct.gov/en/Office\\_of\\_the\\_Governor/Press\\_Room/Press\\_Releases/2015/11-2015/Gov\\_Malloy\\_Launches\\_Conversation\\_on\\_Expanding\\_Second\\_Chance\\_Society\\_Initiatives\\_in\\_Connecticut/](http://portal.ct.gov/en/Office_of_the_Governor/Press_Room/Press_Releases/2015/11-2015/Gov_Malloy_Launches_Conversation_on_Expanding_Second_Chance_Society_Initiatives_in_Connecticut/).
- (43) Act Concerning a Second Chance Society, S.B. 18, Gen. Assemb. (Conn. 2016).
- (44) 以上の経緯に「つづいて、Models for Change, *New Illinois Law: 17-year Olds Charged with Misdemeanors Stay in Juvenile Court*, <http://modelstorchange.net/newsroom/284>.
- (45) Ill. Juv. Just. Comm'n., *Raising the Age of Juvenile Court Jurisdiction: The Future of 17-Year-Olds in Illinois' Justice System at 13* (2013) [hereinafter *Raising the Age*], available at [http://ijc.illinois.gov/sites/ijc-illinois.gov/files/assets/IJJC%20-%20Raising%20the%20Age%20Report.pdf](http://ijjc.illinois.gov/sites/ijc-illinois.gov/files/assets/IJJC%20-%20Raising%20the%20Age%20Report.pdf).
- (46) *Id.* at 14.

〈研究ノート〉

- (47) *Id.* at 30.  
 (48) *Id.* at 14.  
 (49) 2009 Ill. Laws 95-1031.  
 (50) *Raising the Age, supra* note 45, at 31.  
 (51) *Id.*  
 (52) *Id.* at 6.  
 (53) イリノイ州少年司法局 (Illinois Department of Juvenile Justice) の収容人員は、軽罪に係る少年法の適用対象年齢の引き上げ以降二〇一三年一月までの間に二二・四%減少し、複数の収容施設の閉鎖後も、収容率は定員の七二%に留まっていた。*Id.* at 6, 54.  
 (54) 705 Ill. Comp. Stat. § 405/5-405 (1999).  
 (55) 705 Ill. Comp. Stat. § 405/5-525 (1999).  
 (56) *In re A.R.*, 693 N.E.2d 869, 874 (Illinois 1998).  
 (57) イリノイ州には、若年犯罪者を刑事裁判所から少年裁判所に移送する制度がない。  
 (58) 「連邦司法省少年司法及び非行防止局 (U.S. Department of Justice, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention)」から補助金の交付を受けるために、少年司法に関する計画等について州に助言する任務を負う。  
 (59) 2010 Ill. Laws 096-1199.  
 (60) *Raising the Age, supra* note 45.  
 (61) *Id.* at 10-11.

修道法学 三九卷 二号 七一五 (三四九)

- (62) *Id.* at 20-21. グレアム対フロリダ州事件判決 (*Graham v. Florida*, 130 S.Ct. 2011 (2010)) 等を援用している。  
 (63) *Id.* at 17.  
 (64) *Id.* at 19. また、同委員会は、連邦最高裁判所が、少年が成人と根本的に異なり法の下で異なつて扱われなければならない、と判示するに当たり、青少年の発達研究を明白に承認し、それに依拠してきたことに言及している。  
 (65) 同委員会は、「離脱への道程」(Pathway to Desistance, [www.pathwaystudy.pitt.edu/](http://www.pathwaystudy.pitt.edu/)) を援用している。この研究は、連邦から研究基金を得て、重大少年犯罪者を追跡調査し、重大犯罪を行った少年のほとんどが時の経過につれて再犯を行わなくなることを明らかにした。同委員会は、特に、一四歳、一六歳及び一七歳の重大少年犯罪者間で離脱傾向にそれほど相違がないことに着目している。*Id.* at 21-23.  
 (66) 同委員会は、疾病対策センター対策委員会 (Centers for Disease Control Prevention Task Force) による研究 (U.S. Dept. of Health & Hum. Serv., *Effects on Violence of Laws and Policies Facilitating the Transfer of Youth from the Juvenile to the Adult Justice System: A Report on Recommendations of the Task Force on Community Preventive Services*, 56 Morbidity & Mortality Wkly. Rep. 1 (2007), available at <http://www.cdc.gov/mmwr/PDF/rr/rr5609.pdf>), を援用している。同対策委員会は、成人刑事司法制度に移送された少年の再逮捕の可



能性が高くなることを明らかにした。また、州少年司法委員会は、同様の所見を明らかにした連邦司法省少年司法及び非行防止局の白書 (Richard E. Redding, *Juvenile Transfer Laws: An Effective Deterrent to Delinquency?* (2010), available at <https://www.ncjrs.gov/pdffiles1/ojdp/220595.pdf>) を援用してゐる。 *Id.* at 23–24.

(67) 同委員会は、成人裁判所への移送と少年による暴力との間に関連性のないことを明らかにした「ジョン・ジェイ刑事司法カレッジ (John Jay College of Criminal Justice)」による研究 (Jeffery A. Butts, John Jay College of Criminal Justice, *Transfer of Juveniles to Criminal Court is Not Correlated with Falling Youth Violence* (2012), available at [http://johnjayresearch.org/wp-content/uploads/2012/03/databit-2012\\_05.pdf](http://johnjayresearch.org/wp-content/uploads/2012/03/databit-2012_05.pdf)) を援用してゐる。 *Id.* at 24.

(68) 同委員会は、一八歳未満の州刑務所の被收容者が性的暴力を受ける可能性が高いことを明らかにした連邦司法省司法統計局 (U.S. Department of Justice's Bureau of Justice Statistics) の統計や成人刑事收容施設への少年の收容をめぐる諸問題を指摘した連邦司法省全国矯正研究所 (U.S. Department of Justice, National Institute of Corrections) による研究 (U.S. Dept. of Justice, Nat'l Inst. of Corr., *You're an Adult Now: Youth in Adult Criminal Justice Systems* (2011) を援用してゐる。 *Id.* at 25.

(69) *Id.* at 35, 43, 45, 49.

(70) *Id.* at 28–29.

アメリカにおける少年法の適用対象年齢の引き上げ (山崎)

(71) *Id.* at 7.

(72) *Id.* at 60.

(73) *Impact of "Raise the Age", supra note 35, at 1.* この点で、年齢引き上げは再犯率に影響しないことが研究がある。 Charles E. Loeffler & Ben Grunwald, *Decriminalizing Delinquency: The Effect of Raising the Age of Majority on Juvenile Recidivism*, 44 J. Legal Stud. 361 (2015).

(74) 全ての非行に関する少年法の適用対象年齢の二一歳未満への引き上げを内容とする法案と、軽罪に関するのみを引き上げを内容とする法案が提出された。 H.B. 6191; H.B. 6308 99th Gen. Assemb. (Ill. 2016).

(75) 法務省の第七回勉強会議事録。

#### 【追記】

本稿脱稿後、「『若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会』取りまとめ報告書」が公表された。